

IFRS実務トピックニュースレター ～銀行業～

銀行規制と会計：中央清算機関を通じた店頭デリバティブの決済—本人か代理人か



クライアント・クリアリングの開始

2014年2月に、日本証券クリアリング機構(JSCC)が金利スワップのクライアント・クリアリングを開始する。これは、金融危機の経験を踏まえ、2009年ピッツバーグ・サミットの合意を受けたグローバルでの店頭デリバティブ(OTCデリバティブ)市場の変革の一環として導入されるものである。金融システムにおける清算集中の果たす役割や今後のマージン規制の導入に鑑みれば、このようなクライアント・クリアリングの重要性はますます高まっていくであろう。

JSCCにおける清算の仕組みに限らず、クライアント・クリアリングを取り扱うクリアリング・メンバー(清算参加者)は、顧客が行う取引の清算を行うにあたり、顧客及び中央清算機関と一定の取引関係に入り、当初証拠金、変動証拠金その他種々の金銭等を顧客のために中央清算機関と授受することになる。これらの行為をIFRSでどのように処理すべきかについて議論が生じる。

清算集中による改革:影響

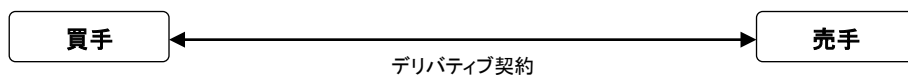
従来は規制が緩やかであったグローバルのOTCデリバティブ市場は、金融危機の後、その複雑性及び不透明性に関して幅広い批判を受けた。それに応じて、多くの国の規制当局は、透明性を高め、取引相手の債務不履行による信用リスクを軽減するために、様々な対策を講じた。

多くの国における主要な対策の1つとして、一定のOTCデリバティブ取引に中央清算機関を通じた決済を義務付ける規制が導入された。中央清算機関を通じた決済は、様々な形式で行われるが、多くの場合に仲介人(例:クリアリング・メンバー)が関与することになる。このような取り決めは、仲介人が「本人」として行動するか、または顧客の「代理人」として行動するかという、潜在的な会計上の論点を生じさせる。

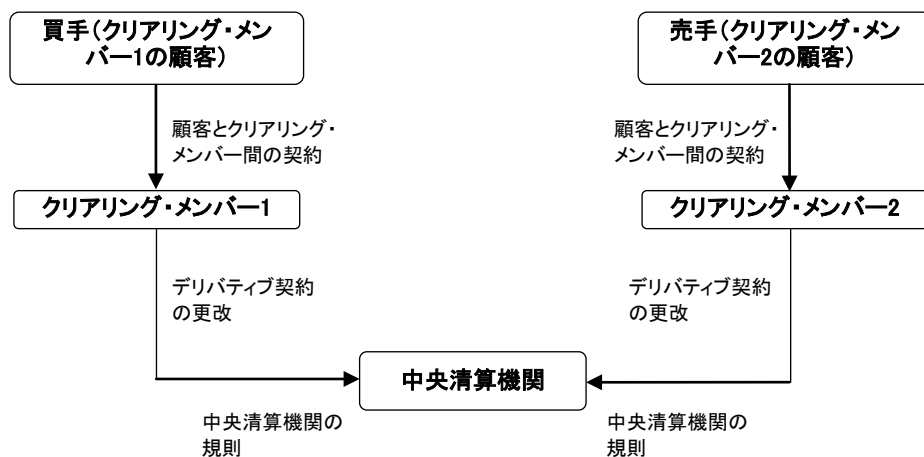
クリアリング・メンバーが「本人」として行動する場合、そのメンバーは金融商品の契約条項の当事者となり、財政状態計算書上で当該金融商品を認識しなければならない。一方、クリアリング・メンバーが「代理人」として行動する場合は、金融商品の契約条項の当事者にはならないため、財政状態計算書上で当該金融商品を認識することはない。このような取り扱いは、一部のクリアリング・メンバー(例えば、最近導入されたレバレッジ比率規制への準拠が義務付けられている銀行など)にとって重要な論点になると考えられる。

中央清算機関を通じた決済への移行:仕組み

中央清算機関を通じた決済が導入される以前は、OTCデリバティブ取引は、以下の図に示す通り、売手と買手の間で直接行われていた。



中央清算機関の導入により、OTCデリバティブ取引に、最終的な買手と売手に加えて、仲介人(例:クリアリング・メンバー)が関与することになる。その結果、以下のような仕組みになる。



本人か代理人かー表面的に判断しない

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」は、金融商品に係る契約の締結に関して企業が本人として行動するか、もしくは代理人として行動するかを評価するための特別なガイダンスを提供していない。したがって、金融商品の認識に関する基準の一般規定が適用される。IAS第39号に基づき、企業は、金融商品の契約条項の当事者となった時点で金融商品を財政状態計算書上で認識する。

クリアリング・メンバーは、証券ブローカーと類似する役割を果たす。ブローカーは通常、顧客に成り代って行動するが、そのような業務を提供する際の多くでは、2つの別個の取引関係が作り出される。1つは中央清算機関又は取引所とブローカーとの間の取引であり、もう1つは顧客とブローカーとの間の取引である。顧客のための取引は、通常、ブローカーにとって、その顧客との間の取引と、それと内容が一致する取引所との間の取引を生み出し、その結果、ブローカーの財政状態計算書でそれぞれが認識されることになる。

クリアリング・メンバーが財政状態計算書上で金融商品を認識すべきかどうかに影響する、その契約条項の当事者であるか否かを判断するために、クリアリング・メンバー、顧客、及び中央清算機関の間で締結される契約の条件(中央清算機関の規則及び規定を含む)を分析する必要がある。この分析に際して、以下の観点での検討も必要であろう。

- クリアリング・メンバーは、顧客取引の履行について責任を負っているか
- クリアリング・メンバーの責任は、どの程度限定されているか
- 顧客資産の分別(segregation of assets)を含む担保の取り決めはどのようなものか
- 契約上のキャッシュフローの支払または受取に係る取り決めはどのようなものか
- デフォルト時または倒産時にどう対処されるか
- 中央清算機関を通じた決済が認められない場合にはどう対処されるか
- 手数料の取り決めはどのようなものか

特定の中央清算機関の規則及び規定において、クリアリング・メンバーが本人であるか、または代理人であるかが明記されている場合がある。しかし、このような記述(または、適用される法的枠組みに基づく類似の記述)は、関連する会計上の概念と一致しない可能性がある。そのため、クリアリング・メンバーが、中央清算機関の規則の文言により代理人という名の立場で行動している場合であっても、IAS第39号の認識の要件を満たしていれば、金融商品を認識することが要求される。クリアリング・メンバーが契約条項の当事者となるか否か、及びそのような金融商品の契約条件はどのようなものかについて判断する際には、慎重な分析が必要となる。

上記論点のほか、クリアリング・メンバー及び中央清算機関が関与する取引は、顧客資産(Client Money)及び担保に関する所有や認識について、または、財政状態計算書上で認識される金融資産と金融負債の相殺表示についても、複雑な論点を生じさせる可能性がある。

日本での中央清算機関

日本では、従来より上場有価証券や上場デリバティブ取引、一部の国債取引について、JSCCが中央清算機関として決済を行っている。また、OTCデリバティブ取引の集中清算義務化が進められている。顧客のためにこれらの決済を行う清算参加者は、財政状態計算書上での認識の要否、改定IAS第32号に従った相殺表示の要否に関して慎重な分析が必要である。

関連書籍

The BANK STATEMENT (IFRS – Banking Newsletter) – Q3 2013

公開草案の説明冊子

IFRS最新提案の解説:IAS32号の改訂

Contacts

金融事業部

大川 圭美

T: 03-3548-5102

E: tamami.okawa@jp.kpmg.com

間瀬 友未

T: 03-3548-5102

E: tomomi.mase@jp.kpmg.com

西 文兵衛

T: 03-3548-5102

E: bumbee.nishi@jp.kpmg.com

植木 恵

T: 03-3548-5102

E: megumi.ueki@jp.kpmg.com

榎本 貴之

T: 03-3548-5102

E: takayuki.enomoto@jp.kpmg.com

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRS本部 IFRS Information Desk

ファイナンシャルサービス本部

e-Mail: AZSA-IFRS@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2013年10月に発行した「THE BANK STATEMENT Q3 2013 NEWSLETTER」の一部を抜粋して翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.azsa.or.jp/ifrs/

IFRS実務トピック～銀行業～ニュースレターは、銀行業に関連するIFRS及び規制関連の情報を提供しています。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。